

民有地緑化コンクールなごやグッドグリーン賞 ロゴマーク使用規程

（目的）

第 1 条 この規程は、民有地緑化コンクールなごやグッドグリーン賞（以下「グッドグリーン賞」という。）の受賞者（グッドグリーン賞を受賞した物件に係る所有者、設計者及び施工者をいう。）が、グッドグリーン賞ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（ロゴマーク）

第 2 条 ロゴマークのデザインは別図のとおりとする。

2 ロゴマークに関する一切の権利は、名古屋市に帰属する。

3 ロゴマークは、グッドグリーン賞を受賞した物件の緑化の取組みに係る広報をする場合等に限り使用することができるものとする。

（使用申請）

第 3 条 ロゴマークを使用しようとする受賞者は、民有地緑化コンクールなごやグッドグリーン賞ロゴマーク使用申請書（第 1 号様式）により申請しなければならない。同一の物件に係る他の受賞者がすでに申請している場合であっても、同様とする。

（使用承認）

第 4 条 名古屋市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認める場合には、民有地緑化コンクールなごやグッドグリーン賞ロゴマーク使用承認書（第 2 号様式）により通知するとともに、ロゴマークの電子データを送付する。

2 名古屋市長は、使用承認に際し、使用に関する条件を付することができる。

3 次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、ロゴマークの使用を承認しない。

- (1) 緑化の推進という目的に反する場合
- (2) 名古屋市の信用又は品位を害する場合
- (3) 政治、宗教、思想の表現等のための活動に使用される場合
- (4) ロゴマークを使用しようとする目的が法令又は公序良俗に反する場合
- (5) ロゴマークを使用しようとする目的が青少年の健全育成を阻害する場合
- (6) その他、ロゴマークを使用することが不適当な場合

（使用上の注意事項）

第 5 条 ロゴマークを使用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) ロゴマークの形状や語句を変形又は改変すること
- (2) 複雑な絵柄や判別しにくい色の上にロゴマークを表示すること
- (3) ロゴマークのイメージ、信用性等を損なわせること

(使用承認の取消等)

第 6 条 名古屋市長は、第 4 条第 3 項各号に掲げる事項に該当すると認める場合又は前条各号に掲げる行為があったと認める場合には、使用承認を取り消すことができる。

2 名古屋市長は、使用承認を得ずにロゴマークを使用している者、又は使用しようとしている者に対して、ロゴマークの使用停止を求める等適切な措置をとることができる。

(使用料)

第 7 条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(事務)

第 8 条 この規程に定める事務は、緑政土木局緑地部緑地維持課において行う。

附 則

この規程は、令和 7 年 10 月 30 日から施行する。